

各課直通電話

総務課	☎388-1111	福祉子ども課	☎388-1116
税務課	☎388-1112	建設課	☎388-1117
企画課	☎388-1113	水道課	☎388-1118
環境経済課	☎388-1114	教育文化課	☎388-3231
住民課	☎388-1115	会計課	☎388-1119
健康介護課	☎388-7171	議会事務局	☎388-1110

！ 肝炎ウイルス検査

肝炎を起こす原因はいろいろありますが、日本はそのほとんどが肝炎ウイルス感染によるものと言われています。

肝炎ウイルスは、感染しても症状が軽かったり、全く症状が出ない場合もあることから、本人が気づかないことが多く、キャリア化する(知らない間にウイルスが身体の中に住みついてしまう)ことがあります。

町では、肝炎ウイルスの早期発見と早期治療を目的に、血液検査によるC型肝炎ウイルスとB型肝炎ウイルス検査を実施します

【対象者】40歳以上(昭和52年4月1日以前に生まれた方)で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

【日 程】

月日(曜)	受付時間	場 所	
5月	午前10時30分 ～ 11時	福祉健康センター	
			9日(月)
			16日(月)
			24日(火)
			27日(金)
31日(火)			

【自己負担金】無料

【申込期限】4月22日(金)

【申込・問合先】健康介護課

男女共同参画のすすめ

- 家庭では
「男女がともに身体や健康を守る権利を大切にしましょう」
- 職場では
「男女がともに能力を十分に発揮できるよう積極的に改善措置を行いましょう」

！ 固定資産価格の縦覧

固定資産税の納税者の方が、自己所有の土地や家屋の評価額を、周辺の土地・建物と比較し、価格の適正さを「土地・家屋価格等縦覧帳簿」で確認することができます。

なお、個人情報(所有者、課税標準額、税額)は縦覧の対象ではありません。

【縦覧期間】4月1日(金)～5月2日(月)

(土・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

【縦覧場所】役場1階 税務課

【縦覧できる方】

- ・固定資産税(土地・家屋)の納税者
- ・納税者の同居の親族
- ・納税者の代理人(委任状の提示が必要)

【持ち物】

- ・本人または本人と同居の親族であることが証明できるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証など)
- ・印鑑
- ・代理人は委任状

※縦覧期間以外は、土地・家屋等縦覧帳簿の公開は一切できませんので、ご了承ください。

※償却資産は縦覧対象外ですので、閲覧申請をしていただく必要があります。

【問合先】税務課

春の全国交通安全運動

4月6日(水)～15日(金)

運動の基本「子供と高齢者の交通事故防止」
交通事故死ゼロを目指す日

4月10日(日)

岐阜みなみ法律事務所

相続・遺言・離婚・借金・交通事故
などお気軽に何でもご相談下さい。

岐阜みなみ法律事務所 検索

弁護士 鈴木亨(岐阜県弁護士会所属)

岐南町八剣北4-111 奥田ビル3階 TEL(058)214-2468
(相談料:30分3,000円)(岐阜信用金庫岐南支店のビルの中です)

循環社会に奉仕する

有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ
引越などの粗大ごみ

羽島郡笠松町大池町9番地の1
TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765